

令和2年3月16日

文部科学大臣
萩生田 光一 様

埼玉県知事
大野 元裕

学校給食納入事業者に対する緊急救済に関する要望

埼玉県では、県庁をはじめ、県民全体がワンチームになって新型コロナウイルス対策に全力で取り組んでいるところです。

国の要請を受け、感染症の拡大を防止するため、3月2日（月）から春休みまでの間、県立中学校・高校を臨時休業とするとともに、県内市町村立学校及び私立学校にも同様の対応を要請し、臨時休業が実施されています。

その結果、学校現場では様々な問題が生じております。その中でも、学校給食の休止により、学校給食納入事業者の多くは中小・小規模事業者であるため、深刻な打撃を受けております。

3月10日（火）には、政府による新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第2弾が出されましたが、その中の「学校給食休止への対応」等だけでは当該事業者の救済のためには十分とは言いがたいと考えます。

このままでは、学校が再開されても、給食食材の安定供給を継続することが不可能になるのではないかと強い危機感を持っております。

つきましては、下記の要望について、関係省庁と連携の上、適切かつ迅速な対応を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1 事業者において代替販路が確保できず在庫となった食材の経費、一時保管料及び処分費用の補填を行うこと
- 2 臨時休業期間において、賃金が保障されないパートタイム等の従業員に対し収入補償を行うこと
- 3 年間契約の倉庫管理費や配送業務委託費などの固定経費に対する補填を行うこと
- 4 給食の再開には相当の準備期間が必要となるため、緊急事態宣言に基づく本県を対象とする措置が変更となる場合には、早期に情報提供すること